

別表第5（第6条関係） 【令和3年4月1日施行】

<p>1 各居住部分の床面積が18㎡以上25㎡未満の場合において「居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同で利用するため十分な面積を有する場合」とみなされる床面積の要件について（規則第8条）</p>
<p>次の要件を満たしているもの。 居間、食堂、台所等の共同利用部分の面積の合計が、各居住部分（25㎡未満のものに限る。）の床面積と25㎡の差の合計を上回るもの。ただし、共同利用部分には、事業者と共同使用する部分及びホール、廊下、階段、エレベーター等は含まないものとする。</p>
<p>2 各居住部分に台所、収納設備又は浴室を備えていない場合において、「共用部分に共同して利用するために適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合」とみなされる設備要件について（規則第9条）</p>
<p>次の要件を全て満たしているもの。</p> <p>(1) 台所 居室のある階ごとに、入居者が共同利用できる調理施設（コンロ、シンク及び調理台を備えたもの）を2組以上（登録事業者が食事の提供サービスを実施するものは1組以上）備えていること。</p> <p>(2) 収納設備 施錠可能な個別の収納設備を戸数と同数以上備えていること。</p> <p>(3) 浴室 次の要件を全て満たしているもの。 ア 男女別かつ戸数10戸につき1人分（10戸以下の場合は2人分）以上の浴室を備えていること。 イ 居室のある階ごとに浴室を備えていること。ただし、居室のある階ごとに浴室を備えていない場合は、居室のある階から浴室のある階まで移動できる高齢者に配慮したエレベーターを備えていること。 なお、デイサービスが同一建物内に併設されており、その浴室を時間外に利用できるものは、1人分の浴室を備えているものとみなす。</p>

【参考】 共同利用部分の考え方

- 各居住部分の床面積が25㎡未満の住戸がある場合、共同利用部分の面積の合計が、床面積が25㎡未満となる住戸の床面積と25㎡の差の合計を上回ることが必要です。

$$\Sigma (25 - \text{床面積が } 25 \text{ ㎡未満となる住戸の床面積}) < \text{共同利用部分の合計面積}$$

例) 各居住部分の床面積が 20㎡ : 5戸、22㎡ : 10戸、40㎡ : 20戸、共同利用部分の面積の合計が 60㎡の場合

$$(25 - 20) \times 5 + (25 - 22) \times 10 = 55 < 60 \quad \rightarrow \text{適合}$$

- 共同利用部分とは、専ら入居者が共同で利用するための設備であって、自由に利用できるものを指します。登録事業者やその委託事業者が使用するもの、併設事業所の設備等については共同利用部分に該当しません。

該当するもの・・・居間、談話室、食堂、台所（事業者が使用するものは除く）、浴室、脱衣室、便所 等

該当しないもの・・・ホール、ロビー、廊下、階段、エレベーター、厨房（事業者が使用するもの）、汚物処理室、リネン室、事務室 等